



令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸 雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

令和6年2月29日

## 証 拠 説 明 書

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 三 島 卓 郎



同 真 田 昌 行



同 佐 藤 康 浩



同 真 田 昌 実



同 小 野 浩 一





同 石 井 慎 也




同 及 森 善 弘



同 山 内 喜 明 

同 吉 田 宏 喜 

同 村 澤 克 典 

頭書事件につき、被控訴人は乙第10号証ないし乙第23号証の立証趣旨等に関し、下記のとおり説明する。

なお、固有名詞等については、被控訴人が提出した書面の記載例にならない適宜略称を用いる。

## 記

### 乙第10号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 防災基本計画（抜粋）<br>（1頁～11頁（第1編 総則）及び255頁～314頁（第12編 原子力災害対策編）の抜粋）   |
| 原本・写しの別 | 写し  |
| 作成年月日   | 昭和38年6月策定<br>（令和5年5月30日一部修正）  |
| 作成者     | 中央防災会議  |
| 立証趣旨    | <p>本書証により、以下のことを証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画では、放射性物質を異常に放出するような事故が発生した場合の原子力災害を含む各種災害について、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、国民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。」、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。」とされており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを前提として「減災」が防災の基本理念であると明記されていること（本書証1頁～2頁）。</li> <li>・防災基本計画において、「本計画が『防災に関する基本的な計画』としての使命を確実に果たしていくため、中央防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。」とされていること（本書証8頁）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画も段階的な一時移転等を前提としていること（本書証289頁～291頁）。</li> <li>・防災基本計画において、「国、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るもの」としていること（本書証258頁）。</li> </ul> |
|--|--|

## 乙第11号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 原子力災害対策指針   |
| 原本・写しの別 | 写し  |
| 作成年月日   | 平成24年10月31日制定<br>(令和5年11月1日一部改正)  |
| 作成者     | 原子力規制委員会  |
| 立証趣旨    | <p>本書証により、以下のことを証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針において、「そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものとする。」ことが明記されていること（本書証81頁）。</li> <li>・原子力災害対策指針が、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分していること。これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するための基準として、原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル(EAL)が設定されていること（本書証6頁～8頁、18～44頁）。</li> <li>・原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者である被控訴人が、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、宮城県、関係市町に対して緊急事態の通報を行うこと（本書証65頁）。</li> <li>・女川地域の緊急時対応に記載されているUPZ内における具体的な対応については、原子力災害対策指針の防護措置の考え方を踏まえていること（本書証17頁の図1、65頁の第3(2)、67頁～69頁の第3(5)①及び②）。</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の防護措置の考え方を踏まえたUPZ内における具体的な対応においては、緊急時モニタリングによる測定結果から対象地区を特定して段階的に一時移転等を実施することになっていること（本書証17頁、67頁～69頁）。</li> <li>・なお、本書証は乙第7号証の改正版である。</li> </ul> |
|--|---|

### 乙第12号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 女川地域の緊急時対応（全体版）   |
| 原本・写しの別 | 写し  |
| 作成年月日   | 令和2年3月25日<br>（令和5年12月26日改定）   |
| 作成者     | 女川地域原子力防災協議会  |
| 立証趣旨    | <p>本書証により、以下のことを証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年2月に実施された国の令和3年度原子力総合防災訓練や、同年10月及び令和5年1月に実施された令和4年度宮城県原子力防災訓練及び最近の検討状況等を踏まえ、令和5年12月26日開催の第3回女川地域原子力防災協議会において、女川地域の緊急時対応が改定されたこと及びその改定内容。</li> <li>・女川地域の緊急時対応の令和5年12月26日改定版は、「概要版」（乙第13号証）と「全体版」が作成されている。本書証は後者にあたるものであり、乙第1号証の改定版である。</li> </ul> |

### 乙第13号証

|         |  |
|---------|--|
| 証拠の標目   | 女川地域の緊急時対応（概要版）  |
| 原本・写しの別 | 写し   |
| 作成年月日   | 令和2年3月25日<br>（令和5年12月26日改定）  |
| 作成者     | 女川地域原子力防災協議会   |
| 立証趣旨    | <p>本書証により、以下のことを証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年2月に実施された国の令和3年度原子力総合防災訓練や、同年10月及び令和5年1月に実施された令和4年度宮城県原子力防災訓練及び最近の検討状況等を踏まえ、同年12月26日開催の第3回女川地域原子力防災協議会において、女川地域の緊急時対応が改定されたこと及びその改定内容。</li> <li>・女川地域の緊急時対応の令和5年12月26日改定版は、「概要版」と「全体版」（乙第12号証）が作成されている。本書証は前者にあたるものである。</li> </ul> |

|  |                      |
|--|----------------------|
|  | るものであり、乙第9号証の改定版である。 |
|--|----------------------|

乙第14号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 令和3年度原子力総合防災訓練実施成果報告書（本文）   |
| 原本・写しの別 | 写し  |
| 作成年月日   | 令和4年7月  |
| 作成者     | 内閣府（原子力防災担当）  |
| 立証趣旨    | 本書証により、以下のことを証する。<br>・令和3年度原子力総合防災訓練として、令和4年2月10日から12日の3日間にわたって、参加機関は国の機関など130機関、参加人数は約2700人にもものぼる非常に大規模な訓練が実施されたこと及び訓練の概要。 |

乙第15号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 令和4年度宮城県原子力防災訓練実施結果の概要<br>（第30回女川地域原子力防災協議会作業部会の資料）   |
| 原本・写しの別 | 写し  |
| 作成年月日   | 令和5年6月  |
| 作成者     | 宮城県   |
| 立証趣旨    | 本書証により、以下のことを証する。<br>・令和4年度宮城県原子力防災訓練として、個別の訓練の充実化や制度の向上を重点的に図るため、住民避難訓練、女川オフサイトセンター運営訓練、宮城県災害対策本部運営訓練の3回に分けて訓練が実施されたこと及び訓練の概要。 |

乙第16号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 令和5年度宮城県原子力防災訓練の概要<br>（第35回女川地域原子力防災協議会作業部会の資料）   |
| 原本・写しの別 | 写し  |
| 作成年月日   | 令和6年1月  |
| 作成者     | 宮城県   |
| 立証趣旨    | 本書証により、以下のことを証する。<br>・令和5年度宮城県原子力防災訓練として、宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町が主催し、国、宮城県、警察本部、関係市町、自衛隊等が参加して実施されたこと及び訓練の概要。 |

|  |  |
|--|--|
|  | ・なお、本書証記載の住民参加人数は、本書証作成時の想定人数であり、実際の参加人数とは異なる。 |
|--|--|

乙第17号証

|         |  |
|---------|--|
| 証拠の標目   | 「女川地域の緊急時対応」の改定について<br>(第3回女川地域原子力防災協議会の資料1)           |
| 原本・写しの別 | 写し   |
| 作成年月日   | 令和5年12月26日   |
| 作成者     | 女川地域原子力防災協議会   |
| 立証趣旨    | 本書証により、以下のことを証する。<br>・令和5年12月26日に改定された「女川地域の緊急時対応」の概要。 |

乙第18号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 第33回女川地域原子力防災協議会作業部会 議事概要   |
| 原本・写しの別 | 写し  |
| 作成年月日   | 令和5年11月   |
| 作成者     | 女川地域原子力防災協議会作業部会  |
| 立証趣旨    | 本書証により、以下のことを証する。<br>・令和5年11月15日の第33回女川地域原子力防災協議会作業部会では、女川地域の緊急時対応の改定として、①住民を安全かつ円滑に避難させるための情報伝達(項目3)、②海路避難経路の多重化(項目2)、③国の要員・資機材等の緊急搬送経路の多重化(項目1)、④住民を安全かつ円滑に避難させるための検査体制(項目4)の4項目を中心に説明が行われるとともに、緊急時対応の概要版(案)及び緊急時対応の全体版(案)の改定事項について説明が行われ、出席者からの異論はなく、今後、各組織において改めて確認を行うこととなったこと。 |

乙第19号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 第34回女川地域原子力防災協議会作業部会 議事概要   |
| 原本・写しの別 | 写し  |
| 作成年月日   | 令和5年12月   |
| 作成者     | 女川地域原子力防災協議会作業部会  |
| 立証趣旨    | 本書証により、以下のことを証する。<br>・令和5年12月22日の第34回女川地域原子力防災協議会作業部会において、女川地域の緊急時対応の改定について、作業部会としての改定内容の検討結果が取りまとめられたこと。 |

乙第20号証

|         |  |
|---------|--|
| 証拠の標目   | 女川地域原子力防災協議会（第3回）議事要旨  |
| 原本・写しの別 | 写し   |
| 作成年月日   | 令和5年12月  |
| 作成者     | 女川地域原子力防災協議会   |
| 立証趣旨    | 本書証により、以下のことを証する。<br>・令和5年12月26日に開催された第3回女川地域原子力防災協議会において女川地域の緊急時対応の改定を行うことが確認されたこと。 |

乙第21号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル  |
| 原本・写しの別 | 写し  |
| 作成年月日   | 令和4年9月28日   |
| 作成者     | 内閣府（原子力防災担当）、原子力規制庁   |
| 立証趣旨    | 本書証により、以下のことを証する。<br>・避難退域時検査の方法は、検査要員が表面汚染検査用測定器であるサーベイメータを用いて測定することになっていること（本書証20頁）。<br>・車両用ゲート型モニタの測定用途は、検査の初期段階で車両のタイヤ側面部が国の定めた基準値以下であることを判別する際にサーベイメータによる測定に代えることができるものであり、その他の検査箇所である車両のワイパー部及び詳細なタイヤ側面部の検査、車両全体の確認検査並びに住民検査においては、サーベイメータを用いて測定・検査することになっていること（本書証20頁～22頁）。<br>・本書証は、甲B第29号証の3が令和4年9月28日に廃止され、同日、内閣府（原子力防災担当）、原子力規制庁によって新たに制定されたものであること（本書証「沿革」）。 |

乙第22号証

|         |   |
|---------|---|
| 証拠の標目   | 「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る取り組みについて（女川原子力発電所） |
| 原本・写しの別 | 写し                                      |
| 作成年月日   | 令和5年12月                                 |
| 作成者     | 被控訴人                                    |
| 立証趣旨    | 本書証により、以下のことを証する。                       |



|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難退域時検査等の要員については、原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する協力要員を派遣する体制を整備していること。そして、現在は3000人の体制となっており、避難退域時検査等の交代要員を考慮した十分な支援体制となっていること（本書証38頁）。</li> <li>・被控訴人が、東京電力との間及び北海道電力との間において、それぞれ原子力災害時における相互協力に関する基本合意を締結し、さらなる支援体制の充実を図っていること（本書証39頁、40頁）。</li> </ul> |
|--|--|

乙第23号証

|         |  |
|---------|--|
| 証拠の標目   | 令和4年度原子力防災研修の実績  |
| 原本・写しの別 | 写し   |
| 作成年月日   | 令和5年度  |
| 作成者     | 内閣府  |
| 立証趣旨    | <p>本書証により、以下のことを証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府の令和4年度原子力防災研修の実績として、「原子力災害対策要員研修」及び「原子力災害対策本部図上演習」のうち、宮城県内で実施された研修にはそれぞれ84名、95名が参加していること。</li> </ul> |